

令和 7 年度事業計画

自 令和 7 年 7 月 1 日

至 令和 8 年 6 月 30 日

基本方針

新型コロナウイルス感染症の影響が沈静化し、社会全体が本格的なポストコロナ体制へ移行した中で、日本社会は人口減少・高齢化の進行、空き家及び管理不全土地の増加等、土地に関する社会課題がより一層顕在化しております。近年は土地所有者等の責務を明確化した土地基本法の改正、相続土地国庫帰属制度の創設、相続登記の義務化等の民法・不動産登記法の一部改正等国民の生活に直結する法整備が次々となされております。当協会は昭和 60 年土地家屋調査士法の一部改正を受け、「土地家屋調査士の専門的能力を結合して官公署等の公共の利益となる事業を行う者の不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与する」ことを目的として昭和 61 年 2 月に設立され、設立から 40 年の節目の年となります。現在は協会を取り巻く環境は大きく変化を遂げ、受託する業務も嘱託登記処理から地図作成事業等の大規模事業への継続的な参画等複雑かつ高度な業務へと移り変わっております。しかしながら、協会としての根幹は不変であり、今後、新しい施策、また日々進化する技術に対応しながら、益々社会から必要とされ、選択される公益法人であり続けるため、より一層の努力と研鑽を重ね続ける必要があります。

当協会が、変化していく社会に遅れることなく、社会から必要とされる業界として更に発展するためには、土地家屋調査士業務の拡大は喫緊の課題であり、その中において、業務の中心である嘱託登記関連業務の適正・迅速な業務処理による発注官公署との信頼関係構築は、なくてはならない重点課題であります。官公署が行う様々な公共事業において、土地の筆界を明らかにする業務の専門家の集団として、積極的に関与し、官公署等の実施する事業の成果の速やかな安定を図り、登記に関する手続の円滑な実施に寄与するという役割を担うことにより、その存在意義が高まるものと考えます。

あらためて公益法人としての協会の設立目的・趣旨を鑑みて、環境・法体系等の変化に対応しながら、社会的使命及び責任の重さを十分に自覚し、官公署へ様々な提言・協力をを行い、公益目的事業を実施することが、社会貢献に繋がることを念頭に活動を行ってまいります。

- 1 業務受託・管理体制のさらなる充実及び検討
- 2 地図整備事業等大規模事業への取り組み
- 3 官公署への相談業務・啓発・広報活動の充実
- 4 研修体制の拡充、検討
- 5 公益社団法人としての会務運営の適正化